ごみ処理施設に関する調査特別委員会(第4回)会議録

平成23年11月 4日 午前10時00分 開会

1 出席委員

委員長西口 雪夫副委員長柴田 安宣委員松永 隆志委員田添 政継委員笠井 良三委員上田 篤

2 議長の出席

なし

3 顧問弁護士

弁護士 牟田 伊宏

4 書記

 書 記 長
 山田 圭二
 書 記 演崎 和也

 書 記 吉田 将光

- 5 委員会に付した事件
 - (1) 顧問弁護士について
 - (2) 記録提出について
 - (3) 質問内容について
 - (4) 今後のスケジュールについて
 - (5) その他

6 議事の経過

〇委員長(西口雪夫君)

お忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより、第4回ごみ処理施設に関する調査特別委員会を開催させていただきます。

本日の議題は、お配りしておりますように、(1)「顧問弁護士について」、(2)「記録提出について」、(3)「質問内容について」、(4)「今後のスケジュールについて」、(5)「その他」。次に、次回の開催日についてお話をしていただきたいと思います。

それでは、まず初めに顧問弁護士につきまして、本委員会の顧問弁護士といたしまして、第3回委員会において選任のご了承をいただいておりました 年田法律事務所弁護士、牟田伊宏様と顧問事務委託契約を10月27日付で 締結いただいたということでございますので、ご報告いたします。

また、本日ご出席いただいておりますので、改めてご紹介をさせていただきます。牟田法律事務所弁護士、牟田伊宏様でございます。どうぞよろしくお願いいたします。一言ごあいさつをお願いします。

〇顧問弁護士(牟田伊宏君)

おはようございます。今後どうぞよろしくお願いいたします。

〇委員長 (西口雪夫君)

今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、(2)の記録提出について諮ります。

第3回委員会におきまして記録提出請求の議決をいたしました件につきまして、10月25日付で記録提出請求手続を議長に依頼し、管理者から11月1日付で提出されました。お手元に配付しております資料がそれでございます。

記録提出、県央県南広域環境組合関係第2回、甲第11号証から甲第21号証でございます。今回の記録提出に際し、記録の中に個人情報が含まれているため、取扱いには特に注意をして欲しいと申し出が管理者からあっておりますので、その旨よろしくお願いいたします。

それでは、委員会で調査する記録ということで、原本との照合を正副委員 長でこの場で行いたいと存じます。

(原本との照合)

〇委員長 (西口雪夫君)

間違いなく原本の写しが提出されておりますことを確認できました。 続きまして、新たな記録提出請求につきまして、ご意見はございませんか。 副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

今回、記録で手元にお互いが共通の記録を持って、それから、それを基に 質問をするというふうなことでございますから、私たち個人的には幾ばくか の資料があるんですけれども、共通の資料として提出をお願いしたいものが あります。

1点として、今まで平成11年からこの方、組合議会が設立されてからの 議事録及び臨時議会等の議事録の提出をお願いいたしたい。 それと、2点として、同じ時期の広域環境組合の新聞報道等があると思いますから、公式に記録として残されているものがあれば、ぜひそれも提出をいただきたい。特に2008年2月4日、5日等のJFEの損失というものが報道されておりますけれども、それについての資料、それと、2008年のJFEが総会で500億円規模の特別損失をどういうふうな処理したのかのことがわかる資料等があれば、ぜひ提出をしていただきたい。

それから3点として、応札条件、覚書にかかわった経過のわかる資料と基礎になったデータ、そして、その作成に参加した人たちの状況のわかる資料等の提出をお願いしたい。

それと、4点といたしまして、見積発注仕様書等の出来上がるまでの経過のわかる資料と、その基礎になるデータ等の提出。

それから、5点として、川崎製鉄の応札条件にかかわる回答書の提出。

それから、6点として、組合の見積設計等の指摘事項についてもお願いしたい。

それから、7点として、川崎製鉄の見積設計図書等の指摘事項の回答書。 それから、8点として、川崎製鉄の建設工事にかかわる質問事項。

9点として、組合の建設工事の入札にかかわる質問に対する回答書。

それから、10点として、甲第10号証の変更覚書の1ページ、1の1の部分に記載のある関連図書、会議録の締結前のものと締結後のもの。そして、協議日程を含むというふうな書類の提出及び契約設計等の資料と変更覚書の概要版の提出をお願いします。

- 11点として、炉の予備性能試験、引渡性能試験等の報告、意見書、鑑定書等があると思いますので、その資料の提出。
- 12点として、訴訟の主張書面、証拠説明書、相手方の主張の確認のできる資料の提出。

それと、13点として、建設された炉の性能に関する意見書、報告書、鑑定書等の書面の提出。

- 14点として、JFEについては、変更覚書の別紙罰則条項上、使用量が 上回った原因がJFEの責によるものではないことを合理的に説明しなけれ ばならないとされておりますが、その説明の資料または意見書等の提出をお 願いしたい。
 - 15点として、指名審査委員会の経過のわかる資料と会議録の提出。
- 16点として、組合が監理業務を委託していたコンサルタントで、総合エンジニアリング株式会社の平成11年から20年までの委託契約内容等のわかる資料の提出。

それと、17点として、組合は最低制限価格を設定して入札を行われまし

たが、そのモデルになった施設はどことどこであったのか、その施設の内容のわかる資料の提出をお願いしたい。

それと、18点として、施設の改善、改良、補修ということで実施された 工事で、実施される前に出された資料と、それを完成したときに立ち会った 人たちに出された資料と、組合に出された報告書等があると思われますので、 その資料の提出と、その炉の施工監理をしている総合エンジニアリング並び に石河環境エンジニアリングの意見書等の提出。

以上18点、膨大な資料になると思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

ただいま副委員長のほうから18点の資料の請求挙がっておりますけれど も、ご意見ございませんか。

書記、これコピーしていただいて配ってください。

コピーが参ります。しばらく休憩します。

(午前10時11分 休憩) (午前10時14分 再開)

〇委員長 (西口雪夫君)

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ただいまコピーが届きましたけれども、これに対するご意見はございませんか。1つずつ行ったほうがいいですよね。1つずつ行きますか。

第1番目の組合議会の議事録及び臨時議会の議事録の提出、これに対して のご意見はございませんか。松永委員。

〇委員(松永隆志君)

これ全部ということですかね。全記録だったら莫大な量になるから、何回 議会のどの部分とか何か指定したほうが、そういうのはないですか。 (「そ うですね」の声あり) その辺をせんと大変な気がするので。

〇委員長(西口雪夫君)

書記のほうで判断していただいて、今回のことに関する議事録だけ一応していいですか、どうしますか。(「それでいいと思います」の声あり)書記。

〇書記長(山田圭二君)

それでは、委員長、副委員長のほうと協議させていただいて、事務局のほ うに請求という形でよろしいでしょうか。お願いします。

〇委員長(西口雪夫君)

そうですね。はい、わかりました。

この請求に対してのほかにご意見ございませんか、1に対しまして。—— 1つずつ決を採りますか。(「そうですね、今、やっておるけん、これがど うなのか」の声あり)

これに対して賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

はい。じゃあこれは決定いたします。

次、2番目の2008年2月4日、2008年のJFEが総会で500億円規模の特別損失を処理したことのわかる資料の提出、これに対してのご意見ございませんか。副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

これの同時期というのは、この2008年の2月4日だけじゃなくて、入札時期の色んな新聞報道があったですよ。だから、論評を発表されたりなんかしたときの報道等があると思いますから、それを同じ時期ということで書いておりますから、そこだけじゃなくて、その後の途中までのことに関しての新聞等の報道があれば、参考のためにぜひ提出いただきたいというふうなことで、特にこの新聞報道があっているのは2008年の2月4日、これが日経と朝日に載っておったですけれども、3月のJFEが500億円の欠損処分をするという談話を発表して、それが総会のときにどう処理されたのかなということがちょっと気になるものですから、難しいと思うんですけれども、そういう報道等があったり資料があれば、ぜひ提出していただけないかなという趣旨でございます。

〇委員長(西口雪夫君)

これに対してご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長(西口雪夫君)

では、挙手でお願いします。2番目の資料の請求に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

〇委員長(西口雪夫君)

では、これは請求いたします。

次に、3番目の応札条件、覚書に係わった経過のわかる資料、こういった ものでございますけれども、これに対するご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

資料請求に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

〇委員長(西口雪夫君)

では、請求をさせていただきます。

次に、4番目、見積発注仕様書、これに対するご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

請求に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

では、請求をさせていただきます。

次、5番目の川崎製鉄の応札条件にかかわる回答書の提出、これに対する ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

これを請求することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

では、決定させていただきます。

次、6番目、組合の見積設計図書等の指摘事項。これに対するご意見ございませんか。はい、どうぞ、上田委員。

〇委員(上田 篤君)

これの意味がよくわからないんですけれども、もう少し詳しく、どういう ものなのか柴田副委員長の考えをおっしゃってくれませんか。

〇委員長(西口雪夫君)

副委員長。

〇副委員長 (柴田安宣君)

応札条件の回答書の下の、見積設計図書を出しているやつに対して組合の 指摘があっているはずなんですよね、質問が。組合のほうから見積設計図書 に対する指摘をしていると思うものですから、その回答書ということで、そ れに出している回答書等が、組合と川崎製鉄がそういう書類に対してやりと りがあっていると思うものですから、それに対する指摘があれば指摘事項、 それから、それに回答が来ておれば回答事項というふうなことでございます。 (「わかりました」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

では、6番目の組合の見積設計図書等の指摘事項に対しての資料請求、賛

成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

これは請求させていただきます。

次、7番目、川崎製鉄の見積設計図書等の指摘事項回答書、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

それでは、これを請求することに賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

はい、請求をさせていただきます。

次、8番目、川崎製鉄の建設工事に係る質問事項、これに対する質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

資料請求に賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

全員賛成ですね。では、資料請求をさせていただきます。

次、組合の建設工事の入札に係る質問に対する回答、これに対してご意見 ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

請求に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

全員賛成ですね。請求をさせていただきます。

次に、10番目の変更覚書につきましての資料請求について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

資料請求、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

全員賛成ですね。資料請求させていただきます。

次、11番目、炉の予備性能試験に対する資料の提出に対してのご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

資料請求に賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

全員賛成ですね。請求させていただきます。

12番目、訴訟の主張書面等の資料の提出に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

全員賛成ですね。請求させていただきます。

13番目、建設された炉の性能に関する意見書等の書類の提出。賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

全員賛成。提出させていただきます。

次、14番目、JFEについての変更覚書の別紙罰則条項、その他の書類 につきまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

全員賛成で、請求をさせていただきます。

次、15番目、指名審査委員会の経過に対する資料の提出に対しまして、 賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

全員賛成で、提出させていただきます。

次、16番目、組合の監理業務の委託契約内容等のわかる資料の提出に対 しまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

全員賛成で、提出させていただきます。

次、17番目の項目に対します資料の提出に対しまして、賛成の方、挙手 をお願いします。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

提出させていただきます。

次、18番目の、副委員長、これ石河でいいんですか。

〇副委員長 (柴田安宣君)

18番目ですか。

〇委員長 (西口雪夫君)

はい。

〇副委員長(柴田安宣君)

ここは、今、上に書いているとおり、総合エンジニアリングのコンサル業務が平成11年から20年までになっているもので、その回答書とか意見書等は、稼動して最初の年は総合エンジニアリングであるものですから、出来上がった後の監理業務に対してはその人たちが多分やっておるものですから、意見書なり考え方があるやつが、それに立ち会ったり、また、監理業務のほうをされたりしたのが、総合エンジニアリングがその事業をしているものですから、この石河環境エンジニアリングと親子みたいな会社なものですから、総合エンジニアリングという形で、ここは字句の「総合エンジニアリング」を加えていただきたいというふうなことでございます。

〇委員長 (西口雪夫君)

18番に対するご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

請求することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

〇委員長(西口雪夫君)

全員賛成で請求をさせていただきます。

今、副委員長から18点の資料請求ございました。委員会で議決いたしましたので、議長のほうに要求し、資料請求をさせていただきたいと思います。 ほかに資料に対しましての請求ございましたらお願い申し上げたいと思います。 ほかに新たな資料請求はございませんか。

先ほど田添委員から意見ございましたけれども、もう1回ご意見お願い申 し上げます。

〇委員 (田添政継君)

冒頭に委員長のほうから、今回の第2回の記録提出に当たって個人情報に 十分配慮するようにということを申し上げられましたけど、どこの部分を指 しているのかということと、第1回目の記録にそういう部分がないのか。そ れから、この出していただいた記録そのものを公表するということの問題は ないと思うんですけど、その扱いについて少し整理しておったほうがいいん じゃないかと思ったので、管理者を含めてちょっと考え方をお聞かせいただ ければと思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

以前私たちが個人的に資料請求した際には名前が消してあったんですね。 ここの中で黒く塗りつぶしてあったんですよ。今回、すべて名前も提出され ております。その辺、書記のほうからちょっと説明できますか。

〇書記長(山田圭二君)

今、委員長のほうから話があったとおりでございまして、情報公開請求、 条例に基づく請求を受けた場合には、黒塗りといいますか、部分公開という 形になる分がございます。対象となっておりますのが、今回、第2回のうち の16号証から21号証でございます。

まず16号証をお開きいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

その中、1ページ目ですが、住所を今、記載されておりますが、通常ここは伏せております。あと、氏名のところの本人さんが署名された分と印鑑の印影でございます。その下の「経歴について」というのがございますが、こちらに関しても、すべて経歴に関する部分は部分公開としておると聞いております。

それと、あとは共通してなんですが、あと、文中に職員、過去の職員も含みますが、組合職員以外で、あと仮にJFEの方のお名前とかがございましたら、その部分は伏せるというような形で、個人が特定できる部分は公開していないという状況だということで伺っておりますので、その部分に関してご注意をいただければという管理者からの依頼があっております。

もう1点ですが、第1回の請求につきましては、個人情報が含まれている ということの管理者からの依頼というのはあっておりません。

〇委員長 (西口雪夫君)

田添委員、今の説明でよろしいでしょうか。 ほかに、この資料請求につきましてご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)

〇委員長(西口雪夫君)

ないようでしたら、先ほど副委員長のほうから資料請求がございました1から18点の資料を議長のほうに上げさせていただきたいと思います。

次に、3点目の質問内容についての話し合いに入りたいと思いますけれども、この件に関しましては、申し訳ないんですけれども、非公開の席でさせていただきたいといった感じを持っておりますけれども、皆さん、質問内容につきましてはお考えどうでしょうか。

この質問内容につきまして、実は今回また資料請求させていただきまして、 うちから出ております甲第11号証から甲第17号証ございますし、こういったものを、お互いに資料を精査するという意味で、今日委員会の終わった 後に5時まで十分時間をかけて話し合いをしたいと思います。よろしいでしょうか、委員の皆さん方。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

それでは、質問内容は後に回します。

次に、今後のスケジュールについて話し合いを進めさせていただきたいと 思います。

今後のスケジュールについて、実は前回の委員会の際に、今日、質問項目を取りまとめまして、できれば18日に証人尋問をしたいという考えでおりましたけれども、もう少し委員そのものが会議を重ねまして、質問項目等もきちっとした形でやはり論議して、招致する方に対しても失礼にならないように十分時間をかけたいといった気持ちを私、持っておりますけれども、その辺、皆さんのお考えはいかがでしょうか。(「賛成」の声あり)

今日、この後、資料の精査に入りますけれども、そういった中で、18日証人尋問を前はやろうかなと思ったんですけど、もう少し証人尋問を遅らせるという考えで皆さん方、ご理解していただいてよろしいでしょうか。副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

私も百条委員会は初めてでございまして、それぞれ権威のある方々でございますから、やはり相手方に対して失礼のないようなことと、それから、ルールがあって、それを超えないようなやり方ということを常に頭に入れないといかんということを自覚しておるものですから、今回、一般質問と違って、そういう流れの中の論議というふうになれば、色んな資料を精査して、その前後、全体をつかんだ上で質問をしていかないと希望する答えが出てこないというふうなことでございますから、もう少し精査する時間が要るというふうに私も思うものですから、委員長の考え方に賛成でございます。以上です。

〇委員長 (西口雪夫君)

私、インターネットで山口県周南市の百条委員会のデータを出してみました。勉強していくうちに、委員の皆さん方がすごい勉強されているんですね。 もう1つ高砂市の議事録もあるんですけれども、私も、やはり今回の百条委員会、本当にやっぱり皆さんがもう少し、お互いに7人で十二分に調査をした上で取り組むべきかなと思っておりますので、もうしばらく調査する時間 を持ちたいと思いますけれども、皆さんどうお考えでしょうか。田添委員。

〇委員 (田添政継君)

全体のスケジュールをある程度、結論を出す時期といいますか、そういうことを含めて少し議論しておったほうが、何かずるずる行っているような気がするので、それぞれの議会との関係とか、色々理由はわからんではないんですけど、ある程度そんなに長くならないというか、例えば半年とか、そこら辺を目処に結論を出すぐらいの気持ち、まずお互いの決意を固めないと、何かずるずる行っているような気がするので、そういうタイムリミットみたいなものは話し合わなくていいんでしょうか。

〇委員長 (西口雪夫君)

今のご意見に対しまして、皆さんお考えをお出しください。副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

全く考え方的には私も田添委員と同じような考えを持っております。ただ、この周南市とか高砂市、それから、他の百条等の精査をすれば、ここはメンバーがわずか7名でございます。それを全部の資料を自分たちで精査して裏表を全部解明して、それから議論していくという手順を踏むとなれば、膨大な研鑚を積まないと、けんかを吹っかけて議論するだけなら簡単なんですけれども、百条はそういうことじゃなくて、あくまでも調査が目的でございまして、それらの結果の報告という形になってくれば、結論は大分時間が掛るだろうと。

正直、一般質問で議場の中で議論しているのは個人対個人で首長とできる わけですけれども、今回のやつは、今までの11年から始まって現在までに 至る長い期間の間になされた炉がどういう形で造られて、結果的にこういう 形になったと。これが、その過程を全部精査しないと思ったとおりの答えを 聞き出すこともできないし、それに対しては、このわずか7名でそれの資料 を精査して自分の頭の中にたたき込んでしまってからの質問ということにな れば、なかなか難しい行程を経なきゃいかんということを考えれば、田添委 員の言うともわかりますけれども、やっぱり時間をかけて、第1回の証人尋 問等をやった後でそういう行程表を作ったほうが賢明じゃないかと。1回も やらんうちにどうなりますかというのはなかなか難しいところがあって、機 種の選考から入札、応札から変更覚書までに至る経緯、それから工事をした ときの状況、そういうことを全部精査しなきゃいかんということになってく れば、その変更覚書で議論したところで前後が入ってくるものですから、そ れからなってくるときになれば、やっぱりある程度の時間をかけて精査した 上で進んでいかんと、思いの答えが出てきにくい。最終的にJFEはプロの 集団ですから、それを向こうに回して、その精査して答えを引き出したやつ をもとに議論していくわけですから、そういうことを考えますと、なかなか時間が掛かるのはやむを得んところがあるんじゃないかというふうに私は思うんですけれども。

〇委員長 (西口雪夫君)

田添委員。

〇委員(田添政継君)

そこら辺も十分にわかった上なんですけど、1つは、裁判の弁護士さんが言われておったように、今年の末から和解の動きが出てくるかもわからない、来年の春には判決が出るかもわからないと。そういう状況の中で、1つは、そういう覚書の変更とかなんとかということについての効力の問題なんかについて、裁判のひとつの判断が下されるわけですよ。そういう状況の中で、その判決が出た後でもずっと議論をしていくということの意味が本当にあるのかなというようなこともちょっと。裁判を無視していいというふうに言われればそれはそれなんですけど、そういうことの影響というか、かなりやっぱり出てくるんじゃないかというふうなことを一応念頭に置いて議論をしたほうがいいんじゃないかなと思って、私の意見を言ってみました。

〇委員長 (西口雪夫君)

副委員長。

〇副委員長 (柴田安宣君)

私が答えるべきものではないんですけども、ただ、裁判ももちろん大事な んです。だから、それを目標に何とか今までの組合の在り方とJFEの在り 方ということを正さなきゃいかんのがこの趣旨なんですけれども、この炉は 15年間の瑕疵担保が入っております。その後、この炉はどういう形でなっ ていくのかということも含めてこの百条は調査する必要があるだろうと思う んです。そのために、今、JFEがやっている管理、自分たちの目の前に出 てきている数字、それはどれぐらい信用性があるのか、もしくはその裏のほ うで膨大な経費を掛けて帳面合わせを多分JFEはやっているだろうと。そ れがわかることができれば、この炉の将来についての研鑚もこの百条を通じ てできるんではなかろうかということを考えれば、裁判も大事なんです、そ れが目的でも一部ではあるんですけれども、そこを行けば、もちろん一審が 終わり、結審が出て、みんながそれで整理すれば話は別なんですけれども、 そうでない場合は裁判が続くであろうということも前提で考えれば、変更覚 書だけの問題じゃなくて、この炉の続く将来に向けての調査もする必要があ るんじゃないかということを考えれば、その時点時点で考えていけばどうな のかというふうに私は思うんですけれども。

〇委員長(西口雪夫君)

笠井委員。

〇委員(笠井良三君)

この施設は32年まで運転されるということで、長期に係る問題だと、このように思っておりますので、やはり私たちもこれまでのいきさつ等を吟味したうえで、十分やったうえである程度やっていかないと、余り走り過ぎたらちょっと問題もあるんじゃないかと思いますので、十分その辺を精査をしてからしたほうがいいと、このように私も思っております。

〇委員長 (西口雪夫君)

上田委員。

〇委員(上田 篤君)

私は、皆さんの意見もよくわかるんですけれども、この間、高砂市の百条委員会を見てみたら、すごい日程で詰めてやっていますよね。そして、色々百条について自分なりに勉強してみたら、確かに、例えば高砂市みたいにできるかどうかわかりませんけれども、一定期間を決めて集中的にやることは大事なんじゃないかと思うんですよ。ですから、柴田委員が言われるのもわかるし、田添委員が言われるのもわかるんですけれども、だから、ただ、それでも余り長期になったら間延びしてしまってまずいんじゃないかと。だから、集中してやることもやっぱり私たちも覚悟して、できるだけとは言いませんけれども、そう長期にならないように考えるべきじゃないかと思います。

〇委員長(西口雪夫君)

実は、11月1日に私と副委員長と書記交えまして牟田弁護士の事務所に行きまして、質問内容について話し合いをしました。その中で、例えば、1回目の機種選定に対して質問を、そのときに十二分に、今日も新たにまた副委員長から18点の資料の請求が挙がっておりましたけれども、やはりまず1回目入る前に十分に自分たちで勉強、精査したうえでスタートすべきじゃないかというアドバイスをいただきまして、私も実際、今の段階でこれだけの資料をすべて熟読した上で、1回例えば機種選定でスタートしますと、あとはまたスムーズにできると思うんです。ですから、今、スタートする前に、もっと十分な精査をすべきじゃないかなと私は思っておりますけれども、弁護士の牟田さんのほうからアドバイスがあれば、その辺何かございませんか。

〇顧問弁護士(牟田伊宏君)

今回18点の資料請求がされていますけれども、その資料の内容がわからないままであるとか、その資料の量がどれぐらいになるのかとか、あと、その資料が出されたうえでまだ必要な書類はないのか、そういう検討が進んでいない中で今後のスケジュール決めるというのは、現実的には少し難しいのかなと思っているんですが。

〇委員長 (西口雪夫君)

田添委員。

〇委員 (田添政継君)

ですから、私は気持ちの問題を含めて言いよるつもりなんですよ。やっぱりある程度ですね、具体的な詰めになると延びてしまうと。今までそういう経過をたどってきているので、そういうことではなくて、やっぱり詰めた議論というのは必要だと思います。だから、そこら辺を保証してもらえれば、それは十分わかりますので、そういう進め方をぜひお願いしたいと思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

今日も委員会終了後にはお互いに勉強会を5時までじっくりとやりたいと 思っております。ですから、それでもできんときは、また途中ですぐに予定 入れて、徹底した勉強会を開いて自分たちの知識を高めたいと思っておりま すけれども、ご理解いただいてよろしいでしょうか。副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

一応、スケジュール的には18日は資料の制作を、次の資料の請求があればまたそれというふうな考えで、予定しておった証人尋問等はいつになるのかなということが1つ気になってはおるんですけれども、まず次回の18日が決まっておりますけれども、その次、今、請求した資料は全体を含めた資料でございますから、それを一応皆さん方と精査すれば、ある程度手早く順序よく行けるんじゃないかというところもあるんです。ただ、これが18日決まっておるから、その次の会議だけは一応確約をしてもらって、その辺からスケジュールを組んだらどうなのかということでございますから、委員長、そういうことで、何日ぐらいが、どういうことで、証人尋問にいくなら、どれぐらいの期間をして、その行程だけははっきりしておったほうがいいんじゃないでしょうか。(「そうですね」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

12月に入りますと、11月の下旬からお互いに本議会が始まるわけなんですけれども、その間を縫ってでも勉強会をせんばわけですね。(「はい」の声あり)松永委員、その辺に関して、何かご意見ございませんか。

〇委員(松永隆志君)

今、委員長、副委員長からの提案どおり、私はお任せして――スケジュールとか何かの細かいことというのは、確かに全員のあれも必要ですけれども、まず委員長、副委員長のほうで案とか作っていただいてご提案いただければと思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

お互いに本議会が入ってまいりますけれども、その辺はまた副委員長交え

て話し合いをした上で、マスコミの方々に後日ご報告よろしいでしょうか、 そういう形でさせていただくということで。笠井委員。

〇委員(笠井良三君)

本日請求の書類の提出が大体いつごろになるのか。それによって、やっぱりこれだけの項目ですので、時間を少し要するのかどうか、その辺はあると思いますので、18日という限定もされんのじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

〇委員長 (西口雪夫君)

18日はもう一応決定しておりますので、証人尋問は18日にちょっと延ばしたいという考えは持っておりますけれども、18日は質問項目とかを整理していきたいなと私は考えておりますけれども。

〇副委員長(柴田安宣君)

それなら18日の時点でその先を決めてはどうでしょうか。

〇委員長 (西口雪夫君)

先を決めるようにしましょうかね。

今、副委員長から案がございましたけれども、18日にもう1回この資料をもとに提出があります。そして、お互いに今日5時まで一緒に勉強した中でまた話し合いをしながら、次回の決定をそのときにまたさせていただく方向でよろしいでしょうか。今の段階で日にちを正確に決めて報告できる段階じゃないと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長(西口雪夫君)

それでは、今日の書類審査と併せまして、18日にもう1回委員会を開きまして、都合ではその間にもう1回ぐらい書類審査をするかもしれません。 その辺をよろしくご理解いただきたいと思います。

それでは、あとのスケジュールにつきましては委員長、副委員長に任せていただいて、その後は、決定しましたらすぐにご報告させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

ほかにご意見ございませんか。その他の件に入ります。ありませんか。 (「なし」の声あり)

〇委員長(西口雪夫君)

では、次期開催日につきましては、先ほど話しましたように委員長、委員 長に任せていただいて決定させていただきたいと思います。 (発言する者あり) 決まっています、次回は11月18日10時からです。それ以降の開催 日はですね。すみません、間違っておりました。

では、次回開催日は平成23年11月18日10時から開催いたします。 以上で今日の第4回の委員会は閉会させていただきます。どうもご苦労さ までございました。

(午前10時48分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

ごみ処理施設に関する調査特別委員会 委員長 西口 雪夫